

第1子の保育料無償化と利用料軽減が始まります

認可保育施設の保育料完全無償化します！

認可保育施設を利用する3歳未満児の保育料（利用者負担金）については、住民税非課税世帯の子どもは無償、第2子以降の子どもは多子軽減制度（国）やにこにこ保育支援事業（県・市）により無償となっています。

これまで保護者負担となっていた住民税課税世帯の第1子の子どもにかかる保育料について、令和5年4月1日から無償とします。なお、市内に住民票があり、市外の認可保育施設を利用する場合は対象としますが、市外に住民票があり、市内施設を利用する場合は対象外とします。

●認可保育施設の保育料無償化について

クラス	出生順位	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
0～2歳児	第1子	無 償 (国の多子軽減制度)	無 償
	第2子		無 償
	第3子以降		(多子軽減制度・にこにこ保育支援事業)
3～5歳児	第1子	無 償 (国の無償化事業)	無 償
	第2子		
	第3子以降		

新たに
無償に！

認可外保育施設の利用料を軽減します！

認可外保育施設を利用する3歳未満児の利用料（保育料等）については、住民税非課税世帯の子どもは無償化事業（国）により42,000円を上限に軽減、第2子以降の子どもは、にこにこ保育支援事業（県・市）により35,000円を上限に軽減しています。

これまで全額が保護者負担となっていた住民税課税世帯の第1子の子どもにかかる利用料について、令和5年4月1日から35,000円を上限に軽減します。なお、市内に住民票があり、市外の認可外保育施設を利用する場合は対象としますが、市外に住民票があり、市内施設を利用する場合は対象外とします。

●認可外保育施設の利用料軽減について（月額上限）

クラス	出生順位	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
0～2歳児	第1子	42,000円上限 (国の無償化事業)	35,000円上限
	第2子		35,000円上限
	第3子以降		(にこにこ保育支援事業)
3～5歳児	第1子	37,000円上限 (国の無償化事業)	37,000円上限
	第2子		
	第3子以降		

新たに
軽減します

※国の無償化事業は同じ月内の一時預かり事業や病児保育事業の利用額も合算できますが、対象経費は利用料・保育料のみとなります。（食材料費や通園送迎費等は対象外）

※にこにこ保育支援事業は保育料、給食費、教材費その他市長が適当と認める費用が対象ですが、今回の第1子軽減についても、にこにこ保育支援事業と同じ費用が対象となります。